

課題カテゴリ **その他****01** ちよだエコ・オフィス町内会

区内のオフィス古紙のリサイクルに会員企業と区が共同で取り組むシステムです。区が無償で貸与する回収ボックスを設置するため、初期費用は不要です。

**【回収について】**

- ①1ボックスには、A4コピー用紙が約4,500枚(約20kg)収納可能です。
- ②回収は、古紙回収業者がオフィスに伺います。
- ③回収量により、回収負担金がかかります。

**【回収負担金】**

- ダンボール……………22円/kg
  - シュレッダー済古紙……………24円/kg (45ℓ = 10kg = 240円)
  - 機密文書……………42円/kg
  - コピー用紙、新聞紙、折込ちらし…360円/箱
  - 雑誌、その他の紙……………400円/箱
- ※回収負担金には、別途消費税が加算されます。

**<利用条件>**

- 区内に事業所を有する小規模の事業所
- ※エレベーターが無い建物での参加対象事業所は、2階までとなります。
- ※引越などの単発での回収はしません。

**<申請方法>****①書類提出**

ちよだエコ・オフィス町内会申込書を記入し、ちよだエコ・オフィス町内会事務局代理(新井商店)にファクス送信します。

**②回収内容の確認**

ちよだエコ・オフィス町内会事務局代理(新井商店)から回収内容やボックスのお届け日、回収の頻度などのご案内のお電話をします。

**③回収ボックスの設置**

ボックスのお届け時に、押印した申込書を配達員にお渡しください(本申込み)。その後回収頻度に合わせてボックスを回収します。

**④回収負担金の徴収**

回収負担金は、3か月ごとの請求となります。

**申請書類**

ちよだエコ・オフィス町内会申込書(区ホームページからダウンロードできます)

**<問い合わせ先>**

ちよだエコ・オフィス町内会事務局代理  
株式会社新井商店  
〒121-0056  
東京都足立区北加平町8-26  
TEL.03-6802-5030  
FAX.03-3605-6086



課題カテゴリ **その他****02 千代田区低炭素建築物助成制度(令和6年度)**

区では新築建物を建てる際に、環境負荷低減に効果のある低炭素建物を建築する際の費用を助成します。

**【助成額】**

中小企業者等：CO<sub>2</sub>削減量1tあたり50万円(上限2,000万円)

その他：CO<sub>2</sub>削減量1tあたり25万円(上限1,000万円)

**<利用条件>**

次のすべての要件を満たしている方が対象になります。

- ①区内の新築又は増改築計画であること。
- ②着工前(工事前)の申請であること。
- ③延床面積300平方メートル以上から5,000平方メートル以下の建築計画であること。
- ④建築物の竣工図面にに基づき、建築物全体のBELS評価書の交付を受けていること。
- ⑤千代田区建築物環境計画書及びBELS評価書に基づき算出した年間のCO<sub>2</sub>の排出削減率が、非住宅：35パーセント以上、住宅：20パーセント以上達成される計画であること。
- ⑥事業税や固定資産税等を滞納していないこと。
- ⑦千代田エコシステム(CES)、ISO14001シリーズ、エコアクション21等の環境マネジメントシステムに取り組んでいること。
- ⑧テナント工事を行う場合は、テナント工事全体が完了した内容に基づき、建築物全体のBELS評価書の交付を受けていること。なお、テナント部分工事は建築基準法に基づく完了検査日から1年以内に完了すること。

**<利用ケース(例)>**

環境負荷低減に効果のある低炭素建物を新築したい。

**<申請方法(テナント部分工事なしの場合)>**

①事前相談(任意)	②申請	③交付決定	④施工及びBELS認証申請
支援事業の対象となるかお気軽にお問い合わせください。	申請書類を確認し、作成の上、ご提出ください。	審査の上、助成金の交付を決定します。	施工後、建築物竣工図面に基づき、建築物全体のBELS評価書の交付を受けてください。
⑤施工及び工事完了報告	⑥交付額確定	⑦助成金の交付	⑧実績報告
必要書類と共に工事完了報告を提出してください。	審査の上、助成金の額を確定します。	請求書受領後、助成金を交付します。	制度利用後1年間の実績を区に報告してください。

※テナント部分工事ありの場合、テナント部分工事完了に伴う変更申請を行っていただきます。

詳しくは、区HPもしくは環境政策課エネルギー対策係までお問い合わせください。

**申請書類**

- ①助成金交付申請書
- ②建築物環境計画書(事前協議書、環境評価書)の写し
- ③納税証明書の写し
- ④工事契約書の写し
- ⑤環境マネジメントシステムに取り組んでいることが確認できる書類
- ⑥中小企業者等は、中小企業者等であることを確認できる書類

**<問い合わせ先>**

千代田区環境まちづくり部環境政策課エネルギー対策係  
〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1  
TEL.03-5211-4256 FAX.03-3264-8956  
MAIL.kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp



課題カテゴリ **その他****03 千代田区省エネルギー改修等助成制度(令和6年度)**

補助金・助成金

区内の事業所ビルにおいて、東京都地球温暖化防止活動推進センター(クールネット東京)等による省エネルギー診断結果に基づく設備改修を行う際に、費用の一部を助成します。

**【助成対象機器等(事業所ビル)】**

LED照明、窓断熱対策(二重窓・複層ガラス)、太陽光発電システム、蓄電システム、エネルギー管理システム(BEMS)、人感センサー照明システム、空調、高効率型変圧器

**【助成額】**LED照明及び人感センサー照明システムは、対象経費の50%、  
その他は、対象経費の20%

**【助成上限額】**合計250万円

**【申込期限】**令和7年2月14日(金)

**<利用条件>**

次のすべてを満たすこと

- ①申請者は中小企業者のうち区内の既存建物の所有者又は所有者の承諾を得ている者
- ②同一年度に同一の建築物における本助成制度の助成を受けていない
- ③固定資産税や事業所税等を滞納していない
- ④未使用の機器等に改修する
- ⑤既存の対象機器等の改修で、従来の機器等と比較してエネルギー使用量が増えない
- ⑥建物の改修や取付工事等をまだ実施していない
- ⑦一括払いで購入する(工事完了までに全額が支払われる場合は割賦も可)

**<利用ケース(例)>**

事業所ビルでLED照明などの省エネルギー機器への改修を行う場合

**<申請方法>**

①事前相談(任意)	②申請	③交付決定	④施工及び工事完了報告
支援事業の対象となるかお気軽にお問い合わせください。	申請書類を確認し、作成の上、ご提出ください。	審査の上、助成金の交付を決定します。	施工後、必要書類と共に工事完了報告を提出してください。
⑤交付額確定	⑥助成金の交付	⑦実績報告	
審査の上、助成金の額を確定します。	請求書受領後、助成金を交付します。	制度利用前後1年間の実績を区に報告してください。	

**申請書類**

- ①助成金交付申請書
- ②千代田区省エネルギー改修等助成に関するチェックリスト
- ③改修工事等に係る見積書およびその内訳書の写し
- ④改修・更新する機器等の形状、規格等が分かるパンフレット
- ⑤改修に係る内容等が分かる図面
- ⑥改修前の様子が分かる現況写真(カラー)
- ⑦前年度の固定資産税等の納税証明書の写し
- ⑧省エネルギー診断の報告書の写し(診断後5年以内)
- ⑨LED照明及び空調へ改修申請の場合は、電力等削減見込量計算表 等

**<問い合わせ先>**

千代田区環境まちづくり部環境政策課エネルギー対策係  
〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1  
TEL.03-5211-4256 FAX.03-3264-8956  
MAIL.kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp



課題カテゴリ **その他****04 千代田区ヒートアイランド対策助成制度(令和6年度)**

補助金・助成金

ヒートアイランド現象緩和に寄与する事業に対し、費用の一部を助成します。

## 【助成種別】

屋上等緑化、壁面緑化、敷地内緑化、高反射率塗料・熱交換塗料(屋上・壁面)、日射調整フィルム・窓用コーティング材、遮熱性塗料・熱交換塗料(舗装面)、ドライ型ミスト発生装置(固定・レンタル)、レインガーデン

## 【助成額・助成上限額】

- ①屋上等緑化・敷地内緑化(固定基盤):対象経費の50%又は緑化面積×30,000円/㎡のいずれか低い額(上限200万円)
- ②屋上等緑化・敷地内緑化(プランター):対象経費の50%又は設置基数×15,000円/基のいずれか低い額(上限50万円)
- ③壁面緑化:対象経費の50%又は緑化面積×5,000円/㎡のいずれか低い額(上限50万円)
- ④高反射率塗料・熱交換塗料(屋上・壁面):対象経費の50%又は塗布面積×2,000円/㎡のいずれか低い額(上限50万円)
- ⑤日射調整フィルム・窓用コーティング材:対象経費の50%又は貼付面積×4,500円/㎡のいずれか低い額(上限30万円)
- ⑥遮熱性舗装・熱交換塗料(舗装面):対象経費の50%(上限100万円)
- ⑦ドライ型ミスト発生装置(固定式):対象経費の50%(上限100万円)
- ⑧ドライ型ミスト発生装置(レンタル):対象経費の50%(上限10万円)
- ⑨レインガーデン:対象経費の50%(上限50万円)

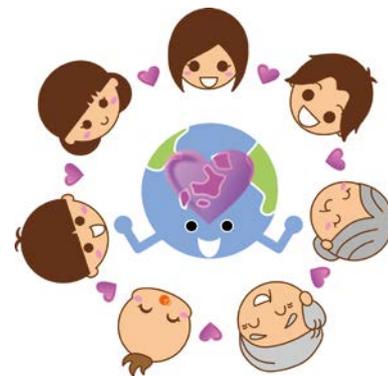
## 【申込期限】

令和7年2月14日(金)

## ＜利用条件＞

次のすべてを満たすこと

- ①区内の建物等であり、工事前の申請である
- ②国や地方公共団体等が行う類似の助成等を受ける予定又はすでに受けていない
- ③同一の助成種別について、同一年度に本助成制度の助成を受けていない
- ④固定資産税や事業所税等を滞納していない



## ＜利用ケース(例)＞

ビルにおける緑化活動やヒートアイランド対策技術を導入したい場合

## ＜申請方法＞

## ①事前相談(任意)

支援事業の対象となるかお気軽にお問い合わせください。

## ②申請

申請書類を確認し、作成の上、ご提出ください。

## ③交付決定

審査の上、助成金の交付を決定します。

## ④施工及び工事完了報告

施工後、必要書類と共に工事完了報告を提出してください。

## ⑤交付額確定

審査の上、助成金の額を確定します。

## ⑥助成金の交付

請求書受領後、助成金を交付します。

## 申請書類

- ①助成金交付申請書
- ②固定資産税等の納税証明書の写し
- ③見積書の写し(経費内訳が記載されたもの)
- ④施工前写真(カラー)
- ⑤施工箇所の平面図
- ⑥確認書
- ⑦その他助成種別ごとに必要書類あり

## 〈問い合わせ先〉

千代田区環境まちづくり部環境政策課エネルギー対策係  
 〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1  
 TEL.03-5211-4256 FAX.03-3264-8956  
 MAIL.kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp



課題カテゴリ **その他****05 千代田区クリーンエネルギー自動車購入費等助成制度(令和6年度)**

補助金・助成金

区では、クリーンエネルギー自動車(水素自動車(燃料電池自動車)、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車)を導入する方に対し、費用の一部を助成します。

## 【助成額(1台あたり)】

水素自動車(燃料電池自動車):50万円

電気自動車:20万円

プラグインハイブリッド自動車:10万円

※上限合計額は、100万円(税抜)。

## 【申込期限】

令和7年3月14日(金)



## &lt;利用条件&gt;

次のすべてを満たすこと

- ①下記の両方又はいずれかの補助金の交付を受けている
  - ア 経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」
  - イ 東京都が実施する「燃料電池自動車等の普及促進事業」又は「電気自動車等の普及促進事業」
- ②初度登録された新車である
- ③自動車検査証における使用の本拠の位置が千代田区内である
- ④初度登録の翌日から起算して1年を経過していない
  - ※申請書記入日ではなく、受付日が基準
- ⑤当該年度に本助成制度の助成を受けていない
  - ※個人又は事業者等とリース契約を締結したリース事業者を除く
- ⑥固定資産税や住民税等を滞納していない
- ⑦クリーンエネルギー自動車販売(販売促進活動を含む)・譲渡を目的としない

※中古車(新古車、中古の輸入車を含む)は助成対象外。

※申請者(リース契約の場合は貸与先)の自社製品又は関係する者から調達した車両は対象外。

## &lt;利用ケース(例)&gt;

クリーンエネルギー自動車を導入したい場合

## &lt;申請方法&gt;

**①新車購入・初度登録完了**

新車の購入及び登録を完了させてください。

**②申請兼請求**

申請書類を確認し、作成の上、ご提出ください。経済産業省・東京都助成金が確定した後、区助成金の申請となります。

**③交付決定**

審査の上、助成金の交付を決定します。

**④助成金の交付**

交付決定後、助成金を交付します。

**申請書類**

- ①助成金交付申請書兼請求書
- ②クリーンエネルギー自動車助成に関するチェックリスト
- ③併用した経済産業省・東京都補助金の金額の確定を示す書類の写し
- ④請求書等内訳書の写し
- ⑤領収書の写し
- ⑥自動車検査証の写し(初度登録時のもの)
- ⑦前年度の固定資産税等の納税証明書の写し
- ⑧リース車両の場合は別途必要書類あり

**<問い合わせ先>**

千代田区環境まちづくり部環境政策課エネルギー対策係

〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1

TEL.03-5211-4256 FAX.03-3264-8956

MAIL.kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp



課題カテゴリ **その他****06 千代田区クリーンエネルギー自動車充電設備等導入費助成制度(令和6年度)****補助金・助成金**

区では、クリーンエネルギー自動車の急速充電設備、普通充電設備、V2Hの設備を導入する方に対し、費用の一部を助成します。

**【助成額(1台あたり)】**

急速充電設備:50万円

普通充電設備、充電コンセント、充電コンセントスタンド:最大30万円

V2H:最大50万円

※上限合計額は、50万円(税抜)。

**【申込期限】**

令和7年3月14日(金)

**<利用条件>**

次のすべてを満たすこと

- ①経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象機器として指定されるもの
- ②未使用及び新規設置されるものである
- ③事業完了日の翌日から起算して1年を経過していない
- ④当該年度に本助成制度の助成を受けていない
- ⑤設置する住宅、事業所又はマンションにおける駐車場の所在地が区内である
- ⑥リースによる機器でない
- ⑦固定資産税や住民税等を滞納していない
- ⑧充電設備等の販売(販売促進活動を含む)・譲渡を目的としない

※申請者の自社製品又は関係する者から調達した充電設備等は対象外。

**<利用ケース(例)>**

クリーンエネルギー自動車の充電設備等を導入したい場合

**<申請方法>****①購入・設置工事完了**

充電設備等の購入及び設置工事を完了させてください。

**②申請兼請求**申請書類を確認し、作成の上、ご提出ください。  
経済産業省・東京都助成金を併用する場合、経済産業省・東京都助成金が確定した後、区助成金の申請となります。**③交付決定**

審査の上、助成金の交付を決定します。

**④助成金の交付**

交付決定後、助成金を交付します。

**申請書類**

- ①助成金交付申請書兼請求書
- ②クリーンエネルギー自動車充電設備等導入費助成に関するチェックリスト
- ③請求書等内訳書の写し
- ④保証書の写し
- ⑤領収書の写し
- ⑥前年度の固定資産税等の納税証明書の写し

**<問い合わせ先>**

千代田区環境まちづくり部環境政策課エネルギー対策係

〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1

TEL.03-5211-4256 FAX.03-3264-8956

MAIL.kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp



## 課題カテゴリ その他

## 07 中小企業者等脱炭素アドバイザー資格試験受験料助成



補助金・助成金

区では、中小企業者等が自社の温室効果ガスを削減する取組みを支援するため、環境省が認定する脱炭素アドバイザーの資格受験料の一部を助成します。

## ～脱炭素アドバイザーとは?～

脱炭素化推進に向けて、環境省が一定の基準に基づいて認定した民間資格制度に合格した者が「脱炭素アドバイザー」として活躍することができます。

## ＜助成の対象となる方(申請者)、条件等＞

- ・区内に事業所を有する中小企業者等であること
- ・法人住民税や固定資産税等を滞納していないこと
- ・官公庁等でないこと

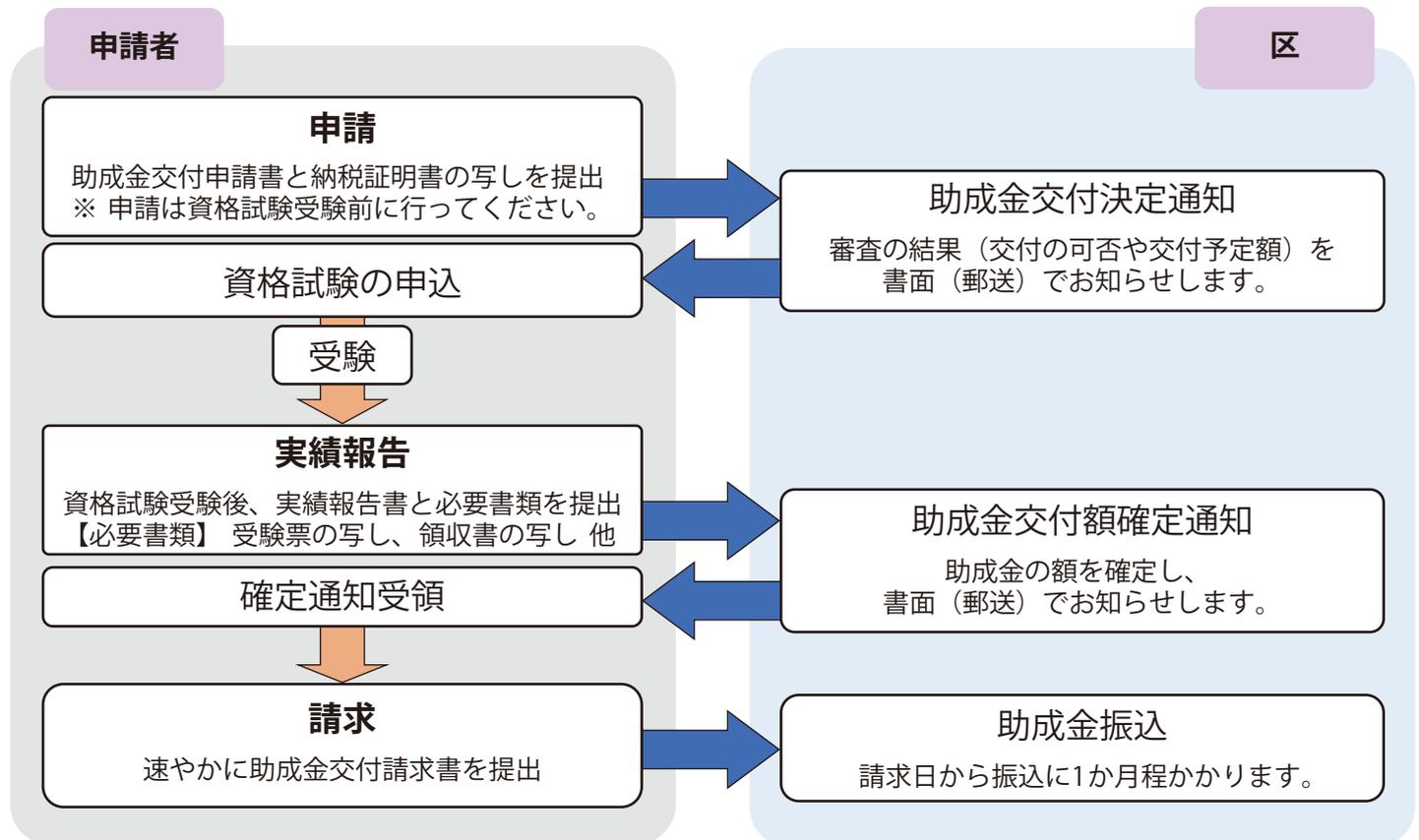
## 【助成対象となる受験者】

- ・上記申請者である中小企業者等に在勤するものであること
- ・過去に同一認定レベルの資格試験を対象とした本助成を2回以上受けていないこと

## ＜助成内容＞

- ・環境省が脱炭素アドバイザー資格として認定した試験の受験に係る受験料の75%を助成  
※算出した金額に100円未満の端数があるときは切り捨て

## ＜手続きの流れ＞



## 〈問い合わせ先〉

千代田区環境まちづくり部環境政策課ゼロカーボン推進担当

〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1

TEL.03-5211-4255 MAIL.kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp



## 08 中小企業者等脱炭素経営支援助成



区では、中小企業者等を対象に、脱炭素経営についてのコンサルタント相談に要した経費を助成します。この制度は、中小企業者等による脱炭素社会の実現に向けた取組みを促進し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

### 【助成対象となるコンサルタント相談内容】

- ①脱炭素経営についての診断又は助言に関するもの
- ②脱炭素経営の実施にあたり活用できる補助制度の紹介に関するもの
- ③二酸化炭素排出量の算出に関するもの
- ④省エネ診断の実施に関するもの
- ⑤事業所における二酸化炭素排出量等の現状把握及び分析に関するもの
- ⑥脱炭素化促進を目的とした計画等の策定に関するもの

### ＜助成の対象となる方、条件等＞

- ・区内に事業所を有する中小企業者等であること
- ・当該年度に同一の事業所等における本助成制度の助成を受けていないこと
- ・法人住民税や固定資産税等を滞納していないこと

### 【助成内容】

助成対象者がコンサルタント相談に要する経費のうち「業務委託料」「研修講師への謝金」等を対象経費とする。

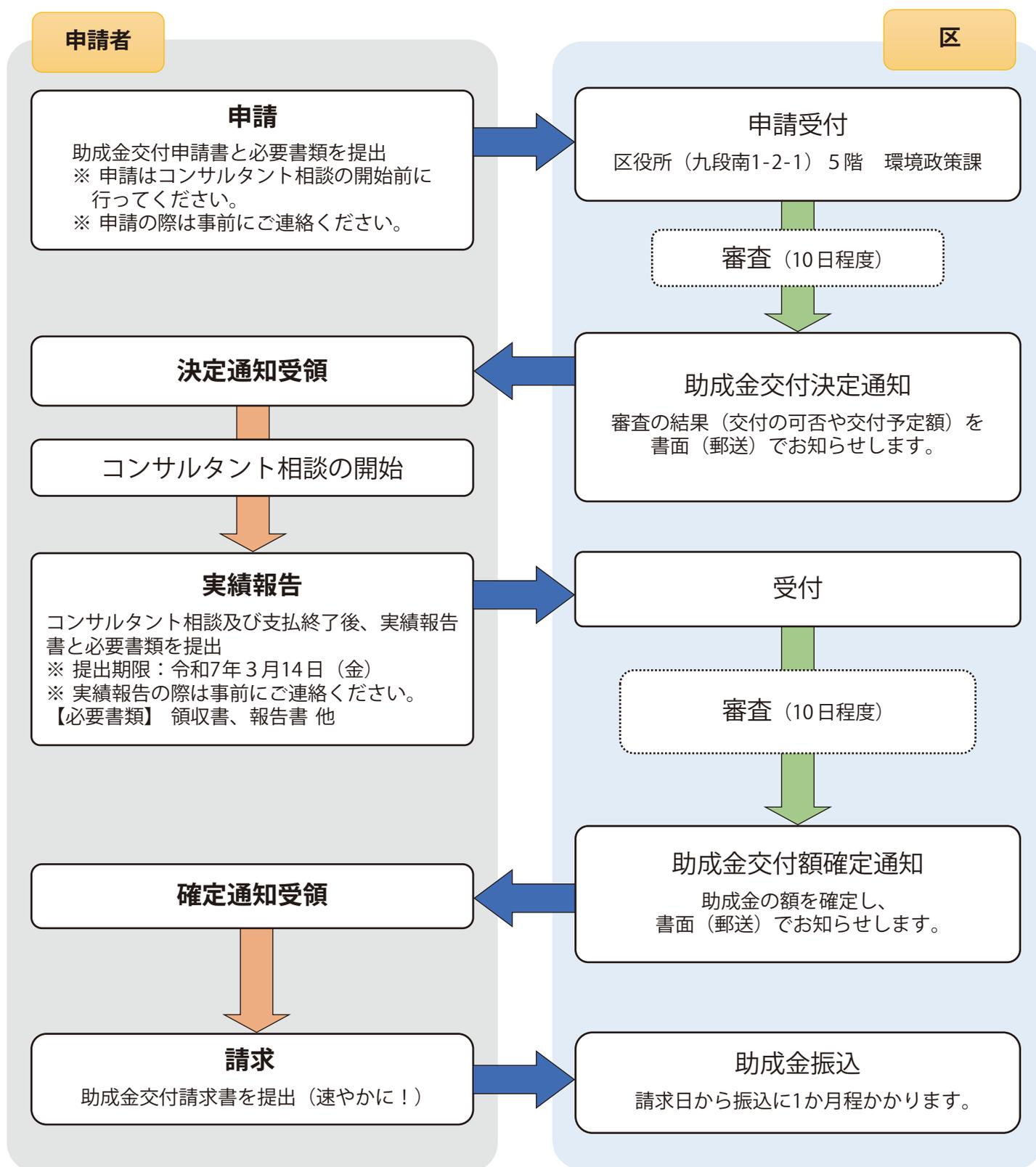
助成額(税抜):対象経費の50%(千円未満は切り捨て)

上限額:50万円

### 【申請書類】

- ・助成金交付申請書(区ホームページからダウンロードできます)
- ・見積書の写し(内訳書有)
- ・コンサルタント相談に係る相談内容等が確認できる書類
- ・納税証明書の写し

## ＜手続きの流れ＞



## 【注意事項】

- ① コンサルタント相談内容が助成対象か事前にご相談ください。
- ② 申請後、内容に変更が生じた場合は変更申請が必要になりますので、速やかに区担当までご連絡ください。
- ③ 受付は先着順とし、予算がなくなり次第助成を終了します。
- ④ 提出書類にはすべて同じ印を使用し、消せるボールペンを使用しないでください。



## 〈問い合わせ先〉

千代田区環境まちづくり部環境政策課ゼロカーボン推進担当  
〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1  
TEL.03-5211-4255 MAIL.kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp



課題カテゴリ **その他****09 再生可能エネルギー100%電力切替認証事業**

評価・認証

区は、再生可能エネルギー100%電力を利用している事業者を認証し、事業者の環境への取り組みを奨励します。

**【認証内容】**

認証書及び認証ステッカーの交付  
区ホームページでの認証者の公表

**<対象となる方>**

再エネ100%電力を区内で利用している事業者  
(非化石証書等の利用による場合も含む)

**<利用ケース(例)>**

環境への取り組みを認証されたい場合

**<申請方法>****①申請**

申請書類を確認し、作成の上、ご提出ください。

**②認証**

審査の上、認証書及び認証ステッカーを交付します。

**申請書類**

- ①再生可能エネルギー100%電力利用事業者認証申請書
- ②申請建物が再エネ100%電力利用していること及び電力契約者が申請事業者であることがわかる書類の写し  
(非化石証書の場合は、非化石証書の購入先及び年間電力使用量がわかる書類の写し)

**<問い合わせ先>**

千代田区環境まちづくり部環境政策課エネルギー対策係  
〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1  
TEL.03-5211-4256 FAX.03-3264-8956  
MAIL.kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp



課題カテゴリ **その他****10** 千代田区環境対策事業 **省エネ相談窓口**

窓口相談

区では、建物の省エネルギー化や省エネルギー機器の導入についての助言など、省エネルギー対策の総合相談窓口を環境政策課に設置しています。窓口では、効率の良い省エネルギー対策や各種助成の活用などを提案していきます。

**<対象となる方>**

千代田区内中小企業等

**<利用ケース(例)>**

省エネルギー対策に関する各種助成の活用などのアドバイスが欲しい。

**<申請方法>**

※ご希望の方はお問い合わせください。

**<問い合わせ先>**

千代田区環境まちづくり部環境政策課エネルギー対策係  
〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1  
TEL.03-5211-4256 FAX.03-3264-8956  
MAIL.kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp

**11** 千代田区災害対策支援  
**千代田区帰宅困難者対策地域協力会参加企業・団体の募集**

評価・認証

首都直下地震により、千代田区では約59万人の帰宅困難者が発生すると想定されています。そのため、千代田区では千代田区災害対策基本条例に規定する「協助」の理念に基づき、企業・団体等による「帰宅困難者対策地域協力会」の活動を推進しています。

**・帰宅困難者対策地域協力会の役割**

平常時：防災訓練等を通じて地域防災力の向上に取り組みます。

大規模災害時：帰宅困難者等に対する支援活動(受入施設への誘導等)を実施します。

区内4つのエリア(東京駅・有楽町駅周辺、富士見・飯田橋駅周辺、四ツ谷駅周辺、秋葉原駅周辺)で活動する地域協力会に参加し、地域の災害対応力向上にご協力いただける企業を募集しております。

**<対象となる方>**

区内団体

**<利用ケース(例)>**

災害時に帰宅困難者の支援を行う場合

**<申請方法>**

ご希望の方はお問い合わせください。

**<問い合わせ先>**

千代田区政策経営部災害対策・危機管理課災害対策推進係  
〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1  
TEL.03-5211-4187 FAX.03-3264-1673  
MAIL.saigaitaisaku@city.chiyoda.lg.jp



課題カテゴリ **その他****12 帰宅困難者等一時受入協定締結団体の募集**

評価・認証

千代田区では帰宅困難者等を一時的に受け入れるため、民間施設との協定締結を進めています。災害時に、ホールや会議室、エントランスロビー等に帰宅困難者の受入が可能な場合、受入協定の締結にご協力をお願いします。

**協定団体にご協力いただきたいこと**

- ①帰宅困難者等に対して施設、設備及び情報（交通機関、周辺被害等）の提供をお願いします。
- ②帰宅困難者等に対して備蓄物資の配布等の支援をお願いします。
- ③区及び関係機関と通信できる無線機を受入施設に配備いたします。災害時に無線機を使用して情報発信を行いますので、応答をお願いします。（毎月1回無線通信訓練を実施します。）

※区との協定締結により帰宅困難者用の物資購入費用について、都の補助金を利用できる場合があります。（利用にあたり一定の条件があります。詳しくはお問い合わせください。）

**<利用条件>**

（協定締結の条件）

- ①区内に所在する施設を有していること
  - ②帰宅困難者の受入可能人数がおおよそ100人以上であること（1人あたりの面積は1.65㎡となります。）
  - ③帰宅困難者の受入可能人数分の備蓄物資を備蓄すること（受入可能人数の3日分）
- 詳しくはお問合せください。

**<利用ケース(例)>**

災害時に帰宅困難者等の支援を行う等、区の災害対策施策への協力を検討している場合

**<申請方法>**

ご希望の方はお問合せください。

**帰宅困難者等の  
受入の流れ(イメージ)****災害発生**

交通機関の停止等により、建物内等に帰宅困難者の発生

- 建物に留まる
- 慌てて帰宅しない

来街者等行き場のない帰宅困難者の発生

区から協定施設に対し受入要請

協定施設での帰宅困難者・避難者の受入

※協定締結した場合でも、必ずしも受入の履行を求めるものではありません。  
対応社員の確保や建物の安全確認等の状況により、受入の可否を判断することも可能です。

**<問い合わせ先>**

千代田区政策経営部災害対策・危機管理課災害対策推進係  
〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1  
TEL.03-5211-4187 FAX.03-3264-1673  
MAIL.saigaitaisaku@city.chiyoda.lg.jp



課題カテゴリ **その他****13** 千代田区災害対策支援  
**千代田区事業者による災害用備蓄物資購入助成**

地域防災体制の整備拡充を図るため、区内の事業者が災害時に必要となる物資を備蓄し、資材を確保するための購入費用の一部を助成します。

※予算の都合上、年度途中で助成の受け付けを終了する場合があります。

＜助成対象＞ ①～③すべて満たす事業者

- ①従業員数が5人以上300人未満であること
- ②最近1年間に納付すべき法人事業税及び法人都民税を完納していること
- ③過去3年間に本事業による助成金を受けていないこと



＜助成率・限度額＞

	助成率	限度額
町会に加入し、その活動に参加しており、かつ町会の推薦がある事業者	2/3	10万円
町会未加入事業者	1/3	10万円

**＜助成対象となる物質＞**

災害時に必要となる、以下の物品を購入、備蓄する場合

(水、食料、毛布、アルミブランケット、寝袋、携帯トイレ、ヘルメット、携帯ラジオ、懐中電灯、ランタン、蓄電池、乾電池、充電器、ソーラーパネル、発電機、救急セット、おむつ(乳幼児用、大人用)、女性用衛生用品、マスク、フェイスシールド、ウェットティッシュ、使い捨てゴム手袋、医療用ガウン、体温計、簡易テント)

**＜申請方法＞****①事前相談**

購入物資が対象となるか事前にご相談ください。

**②申請**

事前確認後、申請書類を作成し、ご提出ください。

**③交付決定**

審査の上、助成金の交付を決定します。

**④実績報告**

物資の購入後、実績報告を提出してください。

**⑤交付額確定**

審査の上、助成金の額を確定します。

**⑥助成金の交付**

請求書受領後、助成金を交付します。

**申請書類**

- ①交付申請書兼誓約書(第1号様式)
- ②物資等購入計画(実績)書(第2号様式)
- ③購入する物資が特定できる書類(カタログ、パンフレット等の該当部分)
- ④都税事務所が発行する法人事業税および法人住民税の納税証明書

**＜問い合わせ先＞**

千代田区政策経営部災害対策・危機管理課災害対策推進係  
〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1  
TEL.03-5211-4187 FAX.03-3264-1673  
MAIL.saigaitaisaku@city.chiyoda.lg.jp



課題カテゴリ **その他****14 公衆喫煙所設置経費等助成事業**

喫煙者と非喫煙者の共生を図ることを目的として、屋内公衆喫煙所及び屋外公衆喫煙所(コンテナ型喫煙所)の設置に対する助成事業を行い、喫煙所の設置を積極的に推進しています。

【設置経費(新規)】補助率100%(助成限度額700万円)

【維持管理経費】賃貸料及び賃貸料相当額は補助率100%・その他補助率80%  
(助成限度額264万円/年)

※維持管理経費の助成金は前払いまたは後払いを選択することができます。

**<利用条件>**

(設置場所) 千代田区内の公道に面する建物に設置し、直接出入りできる。

／喫煙所の全部又は一部を建物の1階に設置する。／喫煙所であることや喫煙所の場所を明確に表示する。  
周辺の生活環境改善が見込まれ、受動喫煙防止に十分配慮した場所に設置する。

(設備) 喫煙所の室外から室内への風速0.2m/秒確保／給排気設備を設け、屋外に排気／出入口に扉を設け、壁・天井により室外と完全に区画

(運営時間・期間) おおむね1日8時間以上かつ週5日以上運営する。／助成開始後5年間は、運営を継続する。／公衆に対し、無料で供する。

(標識) 喫煙所の出入口に喫煙所であることが分かる標識及び20歳未満の人の立入りを禁止する標識を掲示。

(周知) 喫煙所の周知について区が実施する事業に協力する。

**<利用ケース(例)>**

- ①ビルの空きスペースを公衆喫煙所に改装し、有効活用する場合
- ②既に設けている喫煙スペースを改修し、公に開放する場合

**<申請方法>**

①事前相談	②申請	③交付決定	④設置
事業計画をあらかじめ問い合わせ先にご相談ください。	事前相談後、申請書類を作成し、ご提出ください。	審査の上、助成金の交付を決定します。	交付決定通知後、喫煙所を整備してください。
⑤実績報告	⑥交付額確定	⑦助成金の交付	
工事完了報告書(実績報告書)に必要な書類を添付の上、ご提出ください。	審査の上、助成金の額を確定します。	請求書受領後、助成金を交付します。	

**申請書類**

- ①助成金交付申請書
- ②設置・運営計画書
- ③見積書(工事・備品等)(2社以上)※内訳が記載されていること(「〇〇工事一式」等は不可)。
- ④公衆喫煙所を設置する場所周辺の地図／生活環境条例の遵守確認書
- ⑤国その他団体等から補助金等の支援を受けている場合はその内容及び内訳が分かる書類(支援を受けていない場合は補助金等を受けていないことについての誓約書)
- ⑥公衆喫煙所の図面及び技術的基準を満たすことを証する書面(計算書類等)
- ⑦近隣の居住者、テナント、町会等からの同意書又は同意を受けたことが分かる書類
- ⑧所有物件の場合:公衆喫煙所を設置する建物の登記事項証明書(発行後3か月以内)  
賃借物件の場合:公衆喫煙所を設置する建物の賃貸借契約書の写し

**<問い合わせ先>**

千代田区地域振興部安全生活課安全生活係  
〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1  
TEL.03-5211-4252 FAX.03-3264-8956  
MAIL.anzenseikatsu@city.chiyoda.lg.jp



課題カテゴリ **その他****15** 赤ちゃん・ふらっと設置事業

千代田区内の商業施設等に授乳及びおむつ替え等のための設備を設置しようとする民間事業者に対し、区が交付する補助金に関して必要な事項を定め、乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめる環境を整備する。

- ①補助率：補助対象経費の4/5以内
- ②補助上限：1施設あたり20万円

**<利用条件>**

補助の対象となる設備は、次の5つを備えること

- ①カーテン等で仕切りができる授乳スペース
- ②おむつ替えができる設備
- ③給湯設備（給湯設備がない場合、別の方法で調乳用のお湯を提供）
- ④手洗いができる設備
- ⑤冷暖房設備

**<利用ケース(例)>**

施設に下記のようなお子様連れ顧客向けの設備を整備したい。

（授乳ができる設備／おむつ替えができる設備／調乳用の給湯設備／手洗い設備／冷暖房設備）

**<申請方法>**

<b>①事前相談</b>	<b>②申請</b>	<b>③交付決定</b>	<b>④設置</b>
事業計画をあらかじめ問い合わせ先にご相談ください。	事前相談後、申請書類を作成し、ご提出ください。	審査の上、補助金の交付を決定します。	交付決定通知後、計画に沿って設備を設置してください。
<b>⑤実績報告</b>	<b>⑥交付額確定</b>	<b>⑦補助金の交付</b>	<b>⑧事業の開始</b>
実績報告書に必要な書類を添付の上、ご提出ください。	審査の上、補助金の額を確定します。	請求書受領後、補助金を交付します。	都に事業開始届を提出し、赤ちゃん・ふらっとマークを掲示してください。

**申請書類等**

- ①赤ちゃんふらっと交付申請書（第1号様式）
- ②赤ちゃんふらっと収支計画書（第1号様式別紙）
- ③赤ちゃんふらっと実績報告書（第4号様式）
- ④赤ちゃんふらっと収支精算書（第4号様式別紙）
- ⑤赤ちゃんふらっと補助金請求書（第6号様式）

**<問い合わせ先>**

千代田区教育委員会事務局子ども部子育て推進課子育て推進係  
 〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1  
**TEL.03-5211-3653 FAX.03-3264-3988**  
**MAIL.kosodatesuishin@city.chiyoda.lg.jp**



課題カテゴリ **その他****16 建築物の耐震化促進助成**

民間建築物の所有者に対し、耐震診断・補強設計に要する費用を助成します。

【耐震診断】緊急輸送道路沿道：補助率4/5（限度額400万円）

一般道路沿道：補助率2/3（限度額265万円）

【補強設計】緊急輸送道路沿道：補助率2/3（限度額500万円）

一般道路沿道：補助率1/3（限度額250万円）

## ＜利用条件＞

- ①個人又は中小企業者が所有する建築物
- ②木造以外の建築物
- ③昭和56年5月31日以前に建築確認を得た建築物（旧耐震基準）
- ④原則として、建築基準法及び関係法令に重大な不適合がない建築物

## ＜利用ケース(例)＞

所有する民間建築物に対し、耐震診断・補強設計を実施する場合

## ＜申請方法＞

①事前相談	②承認申請	③審査	④交付申請
事業計画をあらかじめ問い合わせ先にご相談ください。	事業計画承認申請を作成し、提出してください。	審査の上、助成対象となる場合は、区の事業として承認します。	助成金交付申請書を作成し、区に提出してください。助成金の交付を決定します。
⑤事業着手	⑥実績報告	⑦交付額確定	⑧助成金の交付
事業者と契約締結後、着手届を提出し、実施してください。	実績報告書に必要書類を添付の上、ご提出ください。	審査の上、助成金の額を確定します。	請求書受領後、助成金を交付します。

## 申請書類

- ①建築物の耐震化助成事業計画承認申請書（第1号様式）
- ②内訳書（第1号様式の2）
- ③建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類
- ④法人全部事項証明書（法人の場合）
- ⑤中小企業者であることが分かる書類（中小企業者の場合）
- ⑥確認通知書（写）又は建築年月日を証する書類
- ⑦共有者全員の同意書（建物の所有者が複数の場合）
- ⑧管理組合の規約と耐震診断等の実施を決議したことが分かる書類（管理組合等の場合）
- ⑨緊急輸送道路沿道建築物であることが確認できる書類（緊急輸送道路沿道の場合）
- ⑩案内図、配置図、各階平面図
- ⑪誓約書（重大な不適合がある場合）
- ⑫年度ごとの事業費及び事業費に応じた支払い予定額が分かる書類（複数年度にまたがる場合）
- ⑬耐震診断等の見積書（3者以上）
- ⑭耐震診断等の工程表（概要）
- ⑮耐震診断結果報告書（概要版）（補強設計の場合）
- ⑯その他、区長が必要と認める書類

## ＜問い合わせ先＞



千代田区環境まちづくり部建築指導課構造審査係  
 〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1  
**TEL.03-5211-4310 FAX.03-3221-3410**  
**MAIL.kenchikushidou@city.chiyoda.lg.jp**



課題カテゴリ **その他**

## 17 中小企業サイバーセキュリティ基本対策事業



専門家派遣

ウイルス対策ソフトやファイアウォールなどでは対応しきれない、不正アクセス・侵入に対する防御に有効なセキュリティ機器(UTM)やセキュリティソフトウェア(EDR)の導入に向けて、その機能は無償で3か月間程度体験できる機会を提供します。また、SECURITY ACTION二つ星宣言を目指し、サイバーセキュリティに関する基本方針や社内規定の策定のサポートを実施します。

### 【支援内容】

#### ①UTM機器設置

UTM機器(※)を最大3か月間無料で体験可能。期間中はサポートデスクによる支援を実施

※コンピュータウイルスや不正アクセスなどから社内ネットワークを守るため、複数のセキュリティ機能を1つの機器で管理する手法や製品

#### ②EDR導入

EDR(※)を最大3か月間無料で導入可能。期間中はサポートデスクによる支援を実施

※個々のPCやスマートフォンなどを監視し、不審な振る舞いを検知して対処するためのツールやサービス

#### ③情報セキュリティマネジメント指導

専門家を派遣し、情報セキュリティポリシーの策定・見直しや情報資産管理台帳の整備により基本的なセキュリティ対策の定着を支援

### <対象となる方>

東京都内に主たる事業所を有し、サイバーセキュリティ対策への意欲を持つ中小企業

### <利用方法>

詳しくは、HPをご覧ください。

※申込受付を終了している場合もありますので、詳細は問い合わせ先までご確認ください。

### <問い合わせ先>

東京都「中小企業サイバーセキュリティ基本対策事業」運営事務局  
TEL.050-4560-3824



課題カテゴリ **その他****18 サイバーセキュリティ対策促進助成金**

補助金・助成金

中小企業者等が自社の企業秘密や個人情報等を保護する観点から構築したサイバーセキュリティ対策を実施するための設備等の導入を支援します。

**<対象となる方>**

IPA(独立行政法人情報処理推進機構)が実施しているSECURITY ACTIONの2段階目(二つ星)を宣言している東京都内の中小企業者・中小企業団体・中小企業グループ

**【助成対象経費】**

サイバーセキュリティ対策を実施するために必要となる以下の機器等の導入、およびクラウド利用に係る経費

- ・統合型アプライアンス(UTM等)
- ・ネットワーク脅威対策製品(FW、VPN、不正侵入検知システム等)
- ・コンテンツセキュリティ対策製品(ウイルス対策、スパム対策等)
- ・アクセス管理製品(シングル・サイン・オン、本人認証等)
- ・システムセキュリティ管理製品(アクセスログ管理等)
- ・暗号化製品(ファイルの暗号化等)
- ・サーバーOSおよびインストール作業費用(サーバー入替に伴うOS更新を含む)
- ・標的型メール訓練

**【助成率・助成額】**

助成率:1/2以内

助成額:1,500万円(申請下限額10万円)※標的型メール訓練に関しては別途規定

**<申請方法>**

詳しくは、HPをご覧ください。

※申込受付を終了している場合もありますので、詳細は問い合わせ先までご確認ください。

**<問い合わせ先>**

公益財団法人東京都中小企業振興公社 企画管理部 設備支援課

TEL.03-3251-7889

